

令和2年度第2回自然再生専門家会議 議事概要

日時：令和3年2月26日（金） 10:00～12:00

場所：オンライン会議（配信拠点：TKP新橋カンファレンスセンター ルーム12B）

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷺谷 いづみ

（委員）	大河内 勇	小林 達明	佐々木 淳	志村 智子
	高山 光弘	辻本 哲郎	中村 太士	宮内 泰介
	守山 拓弥	山本 智子	和田 恵次	

（関係省庁） 環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省から関係者

（協議会） 釧路湿原自然再生協議会の実施者等

会議は公開にて行われた。（一般傍聴者21名）

【議題1：自然再生事業実施計画について】

資料3-1～3-3及び参考資料1-1～1-2を用いて、自然再生協議会から自然再生事業実施計画について説明があり、次に事務局から自然再生事業実施計画が自然再生推進法に則っているか、自然再生基本方針等に沿ったものかを確認した結果、事務局としては自然再生推進法に基づく助言は要しないとの考えが説明された。引き続き、委員からの質疑が行われ、その結果、主務大臣からの助言が必要だとの意見はなかったため、主務大臣からの助言は不要という結論となった。委員と実施者による主な質疑応答は次のとおり。

釧路湿原自然再生事業釧路川支川魚類生息環境の再生実施計画について

- 再生実施計画（資料3-3）p24のイトウ産卵床数と産卵適地の関係のグラフを見ると、イトウの産卵適地としては、水際の植生は無い方が良いと見受けられる。これまで、水際に植生があった方が良くと考えていたが、このグラフが示すデータについて説明頂きたい。
⇒ 再生実施計画p24で示す草地占有率は、水際の植生ではなく、集水域内の牧草地の比率を示している。草地占有率が高い川（牧草地が広がる川）は産卵床数が少なく、草地占有率が低い川（河畔林が多い川）は産卵床数が多い。草地占有率が高い川における産卵床数が少ない要因としては、降雨により集水域から細かい泥が川への流れ込むことが考えられる。研究では、泥が川に流れ込むことで、産卵床中の卵の仔魚の生存率が低くなることが分かっている。
- 1つの河川をターゲットにしているが、今後、面的な広がりへの予定はあるか。
⇒ 現在は、イトウが必ず遡上できる場所にターゲットを絞って行っているが、今後、広げていきたいと考えている。まずは、最上流域の産卵可能な場所までイトウがたどり着ける1本の川を整備してから、順次進めていきたい。
- イトウの産卵床に関して、河川の底質環境改善対策など、新たな改良対策を実施することは考えているか。
⇒ 現状、魚道をつくる作業に手間とお金がかかるため考えていない。
- 魚道が木材で設計されているが、木材の耐用年数はコンクリートと比べて短い。今後、取り換えなどのメンテナンスを予定しているか。
⇒ コンクリート魚道も候補としてあったが、予算等の関係でまずは木製魚道を設置した。木材ではあるが、技術者の設計の下、施工しており、常に濡れている状態なら20年程もつ想定である。
- 木材の魚道は、現地材料を使い、デザイン的にも自然に馴染む形で出来たらなおよい。

- 今回の事業実施計画は魚道の設置等であるが、社会的な条件が整うのであれば落差工の撤去も検討頂きたい。また、遊泳能力の低い魚類も遡上できるよう、将来的には、全断面式の簡易な扇型の形状などの魚道を検討頂きたい。
- ⇒ 当該地では、蛇行した河川の直線化により水の力が強くなり、川底の洗掘が起こるため、また、直線化により軟岩が掘れ、土砂が釧路湿原に運ばれるため、減勢を目的に落差工を設置している。魚類にとっては落差工の撤去が一番良い方法だと認識しているが、農業生産効率の向上を目的として河川を直線化して落差工を設置しているため、撤去は難しい。また、落差工を撤去する場合、河道全体を曲げるなども同時に行う必要がある。現状では大型のサケ科の魚類が遡上できるようにすることを第一に考え整備しているが、将来的には様々な魚が遡上できる落差工が無い状態が理想ではある。
- 落差工は自然や生態系を考えると課題に感じるが、設置した行政には何らかの役割はあるか。
- ⇒ 落差工は、行政が農業（農地の浸水）を守るために設置し、自然を守る意識はなかった。行政側としては、当初目的である農地整備事業の構造物としての機能には問題がなく、壊れてもいない完成したものを税金で改良することは難しかった。しかし、実施者として、落差工を改良した魚道設置に関して粘り強く交渉した結果、行政側の理解が得られた。市民が発起して、行政を後押しして動き出す仕組みが徐々に出来てきていると思う。
- 協議会内の横の繋がりや地域住民との繋がりなどについて、取り組んでいることはあるか。
- ⇒ 協議会には、農業関係者がいる。再生事業を説明すると、農地に影響がないか質問が挙がるが、丁寧に説明すれば理解してもらえて、最終的には協力して頂いている。情報を発信して、コミュニケーションをきちんと取れば理解が得られると思う。
- 今回の再生実施計画とは趣旨とは異なるが、イトウの捕獲が制限出来れば良いと感じる。
- 民間団体が専門性を生かして、大きな協議会の中で方向を擦り合わせて行っていることは、とても参考になる事例だと思う。
- 今後、他流域に広げられるよう、技術的なことや行政との調整のことなどを指針や手引書として情報発信してもらいたい。

【議題2：その他について】

参考資料3～4を用いて、自然再生協議会全国会議及び協議会以外の自然再生の取組の調査状況について事務局から報告があった。参考資料4についての委員からの主な意見は次のとおり。

- 海岸線の再生事業で取組としてリストアップされていないものが見受けられる。ただし、砂浜の再生で単に砂だけいれている活動と、生態系の復元活動があるため、活動内容を見極めてリストアップする必要がある。
- 整備するときに基本的に行政がしているもの、民間がしているもの、また官民一体でしているものがあるため、分けて整理したほうがよい。
- 農村付近で行われている活動については、農林水産省や各都道府県にヒアリングするとよい。

以上